労働争議調査表

No. 6

（昭和　年　月分）

名称	合資会社九州製油所　社長 武藤幸治
所在地	戸畑市相生町三丁目
事業種類	製油（グリース）　資本金 十五萬円
発生	昭和十一年三月二十七日
解決	昭和〃年〃月二十六日
労働者	総数 五七名（内廿一名）　参加人員 五一名（内廿一名）
労働組合関係団体	全総九州
原因	前回（昭和九年）の争議解決条件実行要求
紛議・怠業・罷業・休業	罷業

要求事項

一、年二回定期昇給のこと（五銭以上）

二、現在の日給二割増給のこと。但し最低一割五分平均二割とし会社に於て勤続年数技倆等を参酌とす

三、五ヶ年以上勤続者に対し会社の営業成績に応じ株券或は賞与を支給すること

四、月二回の公休を与へ日給を支給すること

五、公休日には四日間、盆には二日間公休とし更に四大節を公休とし日給を支給すること

六、只役関係
皆勤賞与は公休を除き日給支給のこと、勤務満期は公休とし日給の四割を支給のこと

経過

双方譲らず抗争せしも署員の斡旋により円満解決す。

解決事項

一、増給の件
従業員の内月給者及本年昇給者を除き最低日給五銭、最高拾五銭、平均七銭を増給す。

二、解退職手当制度を左の通り定む
1. 勤続一ヶ年未満の者には之を支給せず
2. 一ヶ年に達したる者は日給の三十日分を支給す
3. 二ヶ年以上五ヶ年迄は一ヶ年を増す毎に日給の十日分を加算す
4. 五ヶ年以上十ヶ年迄は一ヶ年を増す毎に日給の十五日分を加算す
5. 十ヶ年以上一ヶ年を増す毎日給の二十日分を加算す。

但書
イ、右は一般退職の場合即ち死亡、会社の都合による解雇、老齢、軍事應召等の退職者に限り之を支給し依頼解雇による場合は満三ヶ年未満は支給せず、三ヶ年以上は規定の半額とす。
ロ、本規定は不都合ありと認めたる場合は支給せず
ハ、本規定は九月三十日迄に依頼退職するものには支給せず

財団法人 協調会福岡出張所

備考

四、修房収数以下外足、外足中差引右の要求六項より参割を減少し尚胴の単価より三割以上値上要求す。

五、現在の鋳物夫を職工と改めこれたし

六、砂役場の砂役単価を現在より六割以上の値上に訂正を要求す。

二、取替に依る型新造の請負一回五円を七円に値上すること

三、工場は従前の慣習を改むること。